

すくも 市議会だより

第128号

定例会の概要

令和7年第4回定例会は、12月1日に開会し、17日間の会期で12月17日に閉会しました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第3号、議案第35号、議案第37号）

今回の補正予算及び追加補正予算は、総額で8億956万4千5百円が増額補正され、累計で15億2890万1千円となりました。

なお、修正された予算の内容は、債務負担行為補正「公用車管理業務委託料（期間令和8年度～令和10年度、3395万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内）」の減額です。本件については、予算決算常任委員会において、小谷翔大議員より、公用車の整備や車検等の事務作業を民間事業者に一括管理を委託し

市長から提出された議案は、専決処分2件、「令和7年度一般会計補正予算」など予算議案13件、「宿毛市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」など条例議案11件、その他議案11件の合計37議案で、審議の結果、「一般会計補正予算」を修正可決、その他の議案はいずれも原案どおり可決されました。また、第3回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた令和6年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の利益処分及び決算認定議案については、いずれも可決及び認定されました。

8日、9日には市政に対する一般質問が行われ8人の議員が質問に立ちました。また、10日には議案に対する質疑が行われました。

第4回（12月）定例会日程

12月1日(月)	本会議	開会、決算議案表決、議案上程、提案理由の説明
2日(火)	休会	議案等精査
3日(水)	休会議	案等精査
4日(木)	休会議	案等精査
5日(金)	休会議	案等精査
6日(土)	休日	
7日(日)	休日	
8日(月)	本会議	一般質問
9日(火)	本会議	一般質問
10日(水)	本会議	議案質疑
11日(木)	休会	委員会審査
12日(金)	休会	委員会審査
13日(土)	休日	
14日(日)	休日	
15日(月)	休会	委員会審査
16日(火)	休会	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会
17日(水)	本会議	

た場合、トラブルが発生した場合の公的責任の所在の不明確化、また、公用車の整備、点検業務が地域の中小規模の複数の地元業者から特定の業者へ集中しかねない状況が懸念されることから、まず庁内で改善の余地がないか精査した上で、改めて予算計上すべきであるなどの理由で本債務負担行為から削除すべきとの提案がなされ、委員会及び本会議において賛成多数により可決されました。

(歳出の主なもの)

○旧大島公民館解体工事費

……………3998万5千円

○ふるさと寄付金関連費

……………2億4218万円

○物価高対応子育て応援給付金事業費

……………5149万円

○地域振興券配布事業費

……………1億9929万円

○特別教室等空調整備工事費

……………1億102万円

条例

◎議案第14号「宿毛市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第15号「宿毛市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

「児童福祉法」及び「子ども子育て支援法」の改正により「子ども誰でも通園制度」が令和8年度から実施されることに伴い、乳児通園支援事業の運営及び特定乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、両条例

を制定するものです。

◎議案第18号「宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」各種審議会へオンラインなどによって参加した場合も報酬の支給対象とし、また日額報酬が最低賃金を割り込むこととなる当該規定を削るため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第23号「宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」近年のゴミ処理コストの増加に伴い、一般廃棄物のゴミ処理手数料を増額するため、本条例の一部を改正するものです。

なお、小サイズについては、容量比に応じた負担の公平性と排出削減、資源ごみ分別の促進を図るため値下げとするものです。

(主な改正内容)

○指定ゴミ袋(大サイズ)(10枚入り)

520円↓600円

○指定ゴミ袋(小サイズ)(10枚入り)

310円↓300円

○ゴミ処理券(粗大ゴミ)(5枚セット)

260円↓300円

その他

◎議案第34号「指定管理者の指定について」

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、「社会福祉法人 宿毛福祉会」を「宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園」の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎議案第36号「指定管理者の指定について」

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間、「讚岐煉瓦株式会社」を「すくもサニーサイドパーク」の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	専決処分した事件の承認について	承認
第3号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	修正可決
第4号	各特別会計(国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、国民宿舎運営事業、介護保険事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計及び下水道事業会計補正予算について	原案可決
第13号	宿毛市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第14号	宿毛市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第15号	宿毛市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
第16号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第17号	宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者として指定することについて	原案可決
第18号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第19号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第23号	宿毛市営改良住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第24号	四万十市及び土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第25号	沖の島漁港区域内の公有水面埋立てについて	原案可決
第28号	指定管理者の指定について	原案可決
第29号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第30号	指定管理者の指定について	原案可決
第34号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第35号	指定管理者の指定について	原案可決
第36号	令和7年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第37号	指定管理者の指定について	原案可決

一

般

質

問

市政のそこが聞きたい!!

漁業行政について



今城 隆 議員

問 すくも湾漁協の大規模な組合員登録不正を受け、県の指導のもと、令和7年2月に組合員資格審査が実施された。その結果を問う。

答 令和6年3月末の正組合員890名、準組合員409名に対し、令和7年3月末では、正組合員264名、準組合員458名となった。

問 この問題が宿毛湾漁業にもたらした弊害・影響を問う。

答 市として宿毛湾の漁業への弊害は認識していない。

問 年90日以上漁業を営む者を漁業者と認定し、その者を組合員として地域漁業の自治を行う(水協法)。漁業者ではない者が漁業自治を担えば、漁業者間の不信がつのり、地域漁業は衰退する。漁業の根

幹である組合員資格確認が放置された原因は何か問う。

答 漁協からは、資格審査は毎年度実施してきたものの適正な審査に至っていないかったと聞いている。

問 市長は令和7年まで正組合員に登録されていたが、漁業に従事していたのは何年までか問う。

答 平成8年に宿毛に帰郷、水産加工と養殖を手伝い従事し、市長就任前まで携わっていた。

問 組合員資格のない者が名簿に残されることが組合運営、個人に利益を生じさせることはあるか市長に問う。

答 私が知っている中では、ロープを買いたいとか、燃料や氷も組合員資格で価格が違っていたと記憶している。

問 区画漁業権の名義貸しは、やっていない親の名義で子どもが養殖をやっている問題になる。市長は名義貸しをしたことはあるか問う。

答 自分が漁場を持ったことはない。

問 これらを指導するのは県だが、市は漁民と関わり、県との連携が必要だ。新組合員名簿も不正登録が少なくとも30人があると報告を受けている。全て適正な登録となるよう、強く働きかけてほしい。市長の方針を問う。

答 指導監督の権限は県であり、市が行うことはできない。担い手育成や地域漁業の発展等については、漁協、漁業者、県、関係機関と連携して実施している。水産業は本市の大切な基幹産業であり、皆さんが活力を持って水産業をしたと言っていただけのような、そんな水産業を取り巻く環境にしていきたいと考えている。

問 漁協自治に対して具体的に行動してもらえよう、市長の考えを問う。

答 県の常例検査は、組合員資格審査はおおむね改善されたとの報告であった。指導監督は市として働きかけるものではないが、今後も法令及び漁協の規定に基づき、適正な資格審査を実施していただき

たい。こういった言葉を上げていきたいと思っている。



堀 景 議員

宿毛市立小中学校再編計画について

問 本市の教育委員会は新たな再編計画の策定に向け、中学校区別に計5回の説明会を開催し、765件のアンケート結果について説明しているが、再編という地域の将来を左右する重大な事案に対し、市民や保護者の納得と理解は十分に得られたのか問う。

答 アンケート結果を今回の学校再編計画改定案の参考としている。説明会では参加された方々から多くの貴重な意見や質問があり、目的や改定案の内容について一定の理解があったと考えている。今後はより幅広い住民の意見を聞けるようにパブリックコメントを実施する予定である。

問 本市全体の児童生徒数は今後6年間で37%減少する。一方、学校の適正規模は1学年20名程度、中学校は2クラス以上を目指す所あり、当面は現状維持としている。この矛盾について見解を問う。

答 中学校の再編計画案については、現時点では学校を維持しつつ、今後の生徒数の推移を注視し、生徒数の減少が今後も進み、学校の維持が難しくなった段階で改めて宿毛中学校との統合を検討するという計画としている。

学校統合の検討を進めるにあたり、地域の地理的条件や学校の現状、児童生徒や保護者、地域の意向を踏まえることが不可欠と考えている。

問 再編計画では西地区の小学校では新校舎建設が計画される一方、東地区や南地区などは大規模改修や維持にとどまる。双方に教育環境や安全対策に大きな格差が生まれてくる。

大規模改修とはどの程度の規模を考えているのか問う。

答 具体的にはまだ決まっていないが工事内容としては屋根や外壁、給排水設備などの

修繕、教室、多角的スペースの見直し、トイレの洋式化やバイアフリー化、空調設備の効率化等、様々な設備更新を検討したい。

問 周知が足りないと感じるが、今後、未就学児の保護者を対象とした意見交換を設ける予定があるか問う。

答 現時点では保育園などへ出向いて説明会を開催する考えはないが、土曜日や日曜日の昼間に改めて説明会をできないか検討している。



ペットボトルの回収について

問 飲料水の販売形態がアルミ缶、スチール缶からペットボトルに変わってきているが、来年度からの収集体制についてペットボトルの回収回数を増やすなど見直す予定があるか問う。

答 資源ごみにおけるペットボトルの割合の拡大に対応するため、来年度より毎週回収している缶の日と隔週で回収しているペットボトルの日を入れ替えて対応する。



井上 将 議員

部活動の地域移行における在り方について

問 県の方針案として、令和10年4月から原則として教員が休日の部活動指導を行わない体制に移行させるとあるが、

本市で部活動改革をどのように進めていくのかを問う。

答 県が示すスケジュールに沿って地域展開を推進していくためには、今後3年間で大変重要な期間となる。本市では段階的に地域展開を進めて、現在4団体が宿毛市地域クラブとして活動している。また、学校と地域が協力して部活動を支える地域連携の取り組みとして、部活動指導員の活用や、拠点校制度の導入を進めてきた。

今後、本市の実情を踏まえつつ、周辺市町村の動向も注視しながら、新たな部活動改革の方針策定について早急に検討し、学校教育と地域スポーツの双方の視点を踏まえつつ、責任を持って地域展開の実現を着実に進めていきたい。

問 指導者の確保について、人材バンクや応援企業登録制度など、自治体レベルで地域における潜在的な指導者人材発掘の体制整備が必要だと考える。所見を問う。

答 人材バンクや応援企業登録制度については、市単位ではなく県全体で実施することで、より効果的、効率的に運

用できると考えており、県に對して働きかけていきたい。



問 対外試合や遠征など、休日の移動について、スクールバスを貸出し、活用してはどうかと考える。所見を問う。

答 貸出しを認めた場合、全ての部活動の生徒等に対して、同様の対応が必要となることや、責任の所在や損害賠償の範囲が不明瞭、事故が発生した場合は通学運行に支障を来すことも考えられることから、教育活動の目的以外での使用は現段階では適切ではない。

学校給食について

問 近隣自治体では、食材の

高騰で献立内容や分量の変更を余儀なくされているが、本市の状況はどうか。また、食材の物価高騰が進んだ場合においても、本市の学校給食においては子供たちの栄養確保を最優先にするべきと考える。所見を問う。

答 米価の高騰から、近隣自治体では麺類の提供回数の増加、米と麦の比率を調整することで単価を抑制する取り組みを行っているところがあるが、本市では仕入先と相談しながら、可能な範囲の経費抑制に取り組んでおり、調整は行っていない。今後においても、本市の学校給食事業においては、子供たちの健やかな成長に必要な摂取栄養価を確保することや、食事の重要性を学ぶことに取り組んでおり、これまでどおり質や量を落とすことなく、地産地消を推進していきたい。



野々下 昌文 議員

国の経済対策(重点支援地方交付金)の活用について

問 重点支援地方交付金の本市への財政的影響や規模感を問う。

答 令和7年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2兆円が追加計上されており、地方自治体の創意工夫に基づき、地域のニーズに応じた柔軟な事業実施が可能であり、物価高騰対策を機動的かつ強力に実施するための有効な財源になると考えている。

現時点では、今回の補正予算における本市への配分額は不明であるが、令和6年度補正予算において配分された交付限度額のおおむね330%以上となる見込みとなっており、本年度については、概算で2億6500万円程度になると考えている。

問 今国会で示された経済対策、食料品物価高騰に対する特別加算の市民への還元方法はどのように考えているのかを問う。

答 物価高騰対策は、市民や市内事業者の皆様にとつて、喫緊かつ非常に重要な問題である。その支援策の候補の一つとして、令和4年度に実施した地域振興券事業を考えている。

問 地域振興券の一人当たりの額面と内容について問う。

答 令和4年度に実施した振興券の内容で、報道されている金額から逆算すると額面は、1万円程度の振興券になると考えている。

不登校児童生徒のオンライン授業による授業参加扱いについて

問 本市の小中学校における不登校児童生徒の人数の推移とオンラインによる授業参加や、ICT学習支援を希望している家庭への対応、また、実際にオンラインに参加できている児童生徒の実態について問う。

答 不登校児童生徒の生徒数の推移は、令和4年度は小学生が6名、中学生が18名、計24名。令和5年度は小学生が10名、中学生が18名、計28名。令和6年度は小学生が10名、中学生が15名、計25名となっている。

また最近では、不登校児童生徒以外にも、病気や家庭の事情など様々な理由により欠席する児童生徒は年々増えている。

オンライン授業を希望する場合は、1人1台の端末を使用し、オンラインで通常の授業や、学習が家庭や別室等で受けることができ、学習保障において、非常に重要な役割を果たしており、現在、希望があった5名の児童生徒がオンライン授業を活用している。

集団授業に抵抗がある児童生徒にとって、心理的に安心できる環境で学ぶことができ、学習の保障と合わせて効果的な取り組みとなっており、オンライン授業等を活用した5名の生徒については、全員出席扱いとなっている。



高倉 真弓 議員

犯罪被害者等支援条例について

問 内容と現状、条例制定の取り組みを問う。

答 平成17年に犯罪被害者等基本法が施行され、同法に沿った支援活動が全国に広まった。県においても、高知県犯罪被害者等支援条例が策定され、総合的な支援が推進されている。市町村が策定する犯罪被害者等支援条例は、基本理念を定め、市の責務や市民、事業者等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための基本となる事項を定め、犯罪被害に遭われた方が、一日も早く平穏な生活を取り戻されるよう、地域全体で支えるために必要な施策と支援の充実を図ることを目的として制定する。

犯罪被害者等の問題を人権課題の一つとして、総合的窓口を人権推進課に設置し、相



談があった場合は、宿毛警察署やこうち被害者支援センター等と連携し、相談支援を行える体制を構築している。

問 犯罪被害者等の支援の取り組みについては、本市の名誉市民でもある故岡村勲弁護士が長年にわたりご尽力され、大きなご功績を残されている。犯罪被害に遭われた方が、安心して支援を受け、被害の軽減及び回復など、そして2次被害の防止等を図るため、条例の制定は必要であり、令和8年度からの施行に向けて現在準備を進めている。

ひきこもり対策について

問 学校現場の対応について問う。

答 欠席が多くなりがちな児童生徒を早期に把握し、家庭への訪問について了承を頂いたうえで、担任や支援員等が訪問し、家庭学習を行う等、学校とのつながりを切らさないように、取り組んでいる。

今後においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による専門的な支援体制を強化すると

もに関係機関が連携して取り組んでいく。

問 大人の引きこもり対応について問う。

答 ひきこもりの背景には、メンタルヘルスの問題や生活困窮、就学や就労上のつまづきなどの要因があり、全体像を把握することは難しいが、令和6年度中に新たに受けた相談件数は5件で、現在把握している総数は38名となっている。

本人や家族の意向を尊重しながら、保健師による相談対応や関係機関と連携した継続的な支援を行っていく。

問 高齢者の現状と支援を問う。

答 外出の状況調査では、ほとんど外出しない・週一回外出との回答が22・8%、年齢区分で85才以上では50%となっている。健康診査の実施や結果を基に生活習慣の中に栄養、口腔、運動習慣を取り入れるよう、情報提供や啓発を行っている。



小谷 翔太 議員

中小企業・小規模事業者支援について

問 広範囲支援の実施や声の拾い上げを問う。

答 閣議決定の交付金配分額は不明だが約2億6500万円を見込み、地域振興券事業を想定している。商工会議所等と情報交換を行い、事業者の声を施策に反映していく。

ふるさと納税3・0について

問 補助金創設について問う。

答 ふるさと納税3・0はクラウドファンディングで募った寄附金を財源に地域企業の設備投資等を直接支援する仕組みだ。来年度の実施を参考にして他自治体の事例を参考に精査を進めている。

問 目標額に未達の場合や支援ニーズに差がある場合の対応を問う。

答 事業規模を縮小しての実施などを検討する。補助率を一律に設定することで制度の公平性と透明性を確保し、手続きの簡素化や経費範囲の柔軟な設定など寄り添った支援を導入する。

問 地域課題解決に特化した重点テーマの設定について問う。

答 要綱に地域経済の活性化や地場産業の振興などを要件として規定する想定である。

最低賃金引上げについて

問 影響について問う。

答 適切な価格転嫁や交渉、生産性向上が不可欠だが市内事業者の多くが急激な賃金上昇への対応に苦慮していると認識している。

問 価格交渉や取引適正化の支援・啓発活動について問う。

答 まずは専門家が課題解決まで伴走する高知県よろず支援拠点の紹介を行う。また商工会議所でも価格転嫁に関する講演会や冊子の配布など支援が進められている。

問 事業者支援の多角的かつ包括的な体制について考えを問う。

答 実態に即した支援には商工会議所、関係機関の相互連携が不可欠だ。個別状況に応じた連携だったが、今後は関係各所と課題を共有し、支援効果を最大化できる体制構築を模索していく。

随意契約について

問 随意契約の件数について問う。

答 令和6年度の工事発注のうち随意契約は19件で、すべて特定の業者を指名する特命随意契約であり、専門性等により競争に適さないものが12件、災害等緊急発注4件、入札不調等による契約3件となっている。

問 特定の事業者と契約が継続している事例があるか問う。

答 電算システムの利用契約があり、事業の実施に特定の技法や専門性が必要なため、対応可能な事業者が限定されることが理由となる。

問 地元業者参入について独自ルールを設けているか問う。

答 基準等は設けていない。担当課において事業内容や対応可能な事業者等を勘案して契約先を選定している。まずは市内事業者が対応可能かどうか検討している。

高さが非常に重要である。市として今後どのような取り組みを検討しているのか問う。

答 まずは、住まいの近くにある避難場所を知ってもらうことが重要であるが、複数の避難先を平時から決めておくことは、災害時に迅速かつ安全に避難するうえで極めて重要であると認識している。

こうした具体的な避難行動につなげるためには、実際に避難経路や避難場所を確認し、どの程度の時間で避難できるのかを体験することが重要である。

各地区で実施されている避難訓練や県下一斉避難訓練の機会を活用し、平時からの避難行動の確認を促していく。また、災害は外出先で被災する可能性も踏まえ、すくも防災士会とも連携し、来年度は駅前の避難タワーを活用した体験型の啓発活動を実施したいと考えている。今後も自主防災組織をはじめ関係機関と連携しながら、市民の避難行動につながる防災意識の向上に取り組んでいく。

問 市民の避難行動の「理解」が重要であるのと同時に、「こまごま」時「避難しよう」と判断できる「避難意識」の

避難意識の向上について



浦尻 学典 議員



一次産業の担い手育成と確保について

期間で自立に向けた技術習得や経営の基礎等を身につけていただくよう研修に努めていただくものとなる。これまで農業で1名、林業で11名の受入れを行い、そのうち、6名が市内の一次産業従事者として活躍している。



川田 栄子 議員

問 若い世代が一次産業の世界に踏み込みやすい環境をつくること、今求められていると考える。このような状況の中で、本市が一次産業の担い手の育成・確保についてどのような取り組みをされているのか問う。

答 各分野において、地域おこし協力隊事業や研修支援事業等により取り組みを進めている。

まず、地域おこし協力隊事業は、農業、林業分野で活用しており、最大3年間の雇用

なお、地域おこし協力隊や研修生の確保については、地域おこし協力隊募集イベント「JOIN」やマッチングWEBサービス「スマウト」での情報発信により、年間を通じた募集活動を実施しており、各団体のフェアやガイダンスに参加する等の取り組みを行っている。

さらに、高校生に向けても、就職相談会への参加を通して、人材確保に努めている。

米行政関連について



川田 栄子 議員

問 増産を撤回し、節水型乾田直播や輸出市場の開拓を打ち出している新政権である。26年産米は需要に応じた生産とし、減反の意向を表明した。本市への影響を問う。

答 本市は主食用米中心の農家が多く、国が推進する輸出用米・業務用米などの生産体制が整っていないため現時点で影響は出てない。ただ本市の

飼料米の作付け面積については、令和6年約264ヘクタールから令和7年は約136ヘクタールと大きく減少していることから、主食米への転換が進んでいることが確認できている。来年度もこの傾向の継続が想定される。このため本市における主食米は現状の需要に応じて増えている。



問 国内スーパーに並ぶ輸入米5点の残留農薬の自主検査でベトナム産、台湾産などから国内未認可を含む残留農薬が検出された。厚労省は流通上の問題はないと言うが、ベトナム産で検出された殺虫成分・殺菌成分は国内では認められてない。米の輸入の場合、

国家貿易なら残留農薬検査を義務付けているが、民間貿易の検査義務はない。国産米高騰を受けて輸入米が増えている。市民への影響について問う。

答 国では輸入食品に対して食品衛生法に基づき基準値を超えるものは一切国内流通しない仕組みである。

問 地域農業は多くの関連の作業があり地域・社会・食の安全・伝統文化・治水機能・祭りも運命共同体だ。根本は生産が必要を下回っている結果だ。米農家の未来はあるか問う。

答 集落を支えてきたコミュニティの仕組みが弱る危機感を持っていて。人が減って行く中でこれまでと同じ面積、農地を守っていくには経営規模の拡大が必要になってくる。大規模農家、小規模農家が営農を続けられる環境づくりに取り組んでいる。

新型コロナワクチン 関連について

問 最近、体調不良・肩が痛

い・倦怠感・元気な方が急に死亡する等以前はあまり見かけられなかった光景が多発している。ワクチンを推した結果がこのようは状況を招いているとしたら当市も少なからず責任があるのではないかと問う。

答 予防接種事務のデジタル化に伴い、接種本人の死亡後5年に延長が提案されており、関係省令が進められている。

また、本市においては予防接種台帳の保存年限は、接種後30年と定めて保存を行っている。

議会報告会の開催について

報告会の内容は、初めに議会の報告を行い、その後、皆さんとの意見交換会の時間とする予定です。

皆さんの貴重なご意見をお伺いいたしたく、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

日時 2月25日(水)
18時～
場所 ・山北集会所(1班)
・神有集会所(2班)

【班構成】

(1班)		(2班)	
高倉 真弓	東 新	堀 景	井上 将
浦尻 学典	小谷 翔太	三木 健正	川村 圭一
川村三千代	今城 隆	松浦 英夫	川田 栄子
寺田 公一	野々下昌文		

また、10月7日には沖の島地区、鵜来島地区で開催し、2カ所で14名の方々にご参加いただきました。

報告会では、議会の活動実績、6、9月議会の議案の主な内容、議員の一般質問についてなどを説明させていただき、参加いただいた皆さんと意見交換を行わせていただきました。

意見交換では議会や行政に対することのほか、地域の実情・課題などについて、様々な声を聞かせていただきました。

皆様からのご意見やご提言は議員一同、今後の議会活動に生かしていく所存でありますので、今後ともご指導ご鞭

撻のほどよろしく願います。



議員定数の検討について

宿毛市議会では、宿毛市議会基本条例に基づき、当該任期中に次期の任期の議員定数等について、検証を行うこととしており、このほど議会の果たすべき役割を踏まえ、類似団体や県内他市との比較調査も踏まえ、検討を行った結果、現状維持(14人)とすることといたしました。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	議決結果
氏名	井上 将	浦尻 学典	小谷 翔太	川村 圭一	東 新	今 城 隆	堀 景	三 木 健 正	川 田 栄 子	川 村 三 千 代	高 倉 真 弓	野 々 下 昌 文	松 浦 英 夫	寺 田 公 一	
案件															
議案第3号 修正案	×	×	○	○	○	○	○	議長	○	×	×	×	欠席	○	可決
議案第36号	○	○	×	○	×	○	○	議長	○	○	○	○	欠席	×	可決

【○：賛成 ×：反対】

★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

12月定例会の会議録は3月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市議会の公式YouTubeチャンネルとスマートフォンで映像中継しています。

なお、YouTubeでは過去の議会映像も配信しています。



●議会用語Q&A

Q 債務負担行為とは。

A 歳出予算、継続費、繰越明許費に定めたもの以外に、地方公共団体が債務を負担する行為を必要とする場合の予算措置のことです。

予算計上は翌年度であっても、契約をその前年度内に締結する場合、債務負担行為の設定のために議会の議決が必要となります。



〈編集後記〉

立春を過ぎ、暦の上では春を迎えました。が、なお寒さの厳しい日が続いております。

12月定例会では、一次産業の担い手確保や農林水産業の現状と将来、また学校再編や教育環境の充実など、地域の将来を見据えた重要なテーマについて活発な議論が行われました。市民生活に直結する課題であるからこそ、議会としての責任の重さをあらためて感じました。

さて、日頃より市議会に対し、ご理解とご協力を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

今後も地域の声に耳を傾け、分かりやすく開かれた議会広報に努めてまいります。引き続き、宿毛市議会へのご意見・ご関心をお寄せください。

浦尻 学典

〈編集委員会〉

- 委員長 井上 将
- 副委員長 小谷 翔太
- 委員 浦尻 学典
- 委員 今城 隆
- 委員 堀 景